

[R 7 一般・単体・調査基準価格用]

入 札 説 明 書

(入札後資格確認型一般競争入札用)

1 入札後資格確認型一般競争入札について

入札後資格確認型一般競争入札（対象は、予定価格400万円超27億2千万円未満）は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わずに、電子入札システムにより入札書を提出し、開札を行った後、最低入札価格提示者（予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の価格を提示した者のうち最低価格を提示したものをいう。以下同じ。）から一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出を受けて入札参加資格を有することを確認した上で、落札決定し契約を締結するものである。

なお、次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- ・ 最低入札価格提示者が入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・ 最低入札価格提示者の入札が無効の場合
- ・ 最低入札価格提示者が調査基準価格を下回る入札をし、低入札価格調査報告書を提出した場合において、低入札価格調査の結果、最低入札価格提示者を落札者としないと決定したとき。

2 入札参加条件等に係る共通事項

(1) 入札参加資格

入札公告に掲げる他、次の要件に該当する者

- ・ 入札公告に記載の認定工種について、公告の日現在において又は開札日までに、その年度の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱第9条第1項の有効期間が当該年度の前年度の期間を超える期間においても設定されている場合における当該超える期間にあっては、当該超える期間に係る資格者名簿に登録されている者であること。
- ・ 本件工事の公告の日現在から開札までの間において、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は本局の指名停止措置を受けていないこと。
- ・ 広島市税を滞納していないこと。
- ・ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）へ加入し、保険料の未納がないこと。
 ※1 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法による「届出」の義務を履行し、かつ、保険料に未納がないことを提出書類により確認する。（6(8)を参照。）
 ※2 各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」を提出する（6(8)を参照）。
 ※3 工種「遊具」のみで登録している業者で建設業許可を受けていない業者は対象外とする。
- ・ 次のいずれにも該当していないこと。
 - ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
 - ② 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
 - ③ 建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市水道局競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者
- ・ 広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アに規定する次のいずれにも該当していないこと。

- ① 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本局の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(3号イ)
 - ② 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本局の契約の相手方として不適当であると認められる者(3号ウ)
 - ③ 1か月以内に、正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより入札無効となった者(3号エ)
 - ④ 本局に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(3号オ)
 - ⑤ 当該工事に対応する工種の工事について、広島市水道局請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績(1月から3月までの間は前々年完成工事平均成績とし、グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。)が60点未満である者(5号ア)
- ・ 落札予定者(最低入札価格提示者)となった場合において、開札日又は契約担当課の指示する日に申請書等を提出することができること。
 - ・ 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。
 - ・ 工事を受注したならば、工事を施工するための下請契約等(広島市水道局競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。)において、広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されないことがないよう、必要な措置を講ずることができること。
 - ・ 工事を受注したならば、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができること。
- (2) その他
- ・ 入札公告に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者は、当該入札を無効とする。

3 設計図等及び質疑に対する回答書の閲覧・交付等

(1) 閲覧・交付ができる者

設計図書・仕様書等(以下「設計図等」という。)及び質疑に対する回答書を閲覧し、交付を受けることができる者は、広島市の競争入札参加資格を有する者に限る。

(2) 閲覧・交付の方法

「広島市調達情報公開システム(受注者用機能)」において、業者番号(5桁)及びパスワードを入力してログインの上、「入札・見積り情報」から閲覧し、交付を受けることができる。

なお、設計図等の閲覧・交付は、ダウンロード確認票に記載の「ダウンロードパスワード」を入力する必要がある。

また、設計図等及び質疑に対する回答書については、工事担当課においても閲覧することができる。

(3) 閲覧・交付の期間及び時間

ア 期間 公告に記載の期間

なお、質疑の内容については、質疑書を受け付けた日の翌日以降に、また、質疑に対する回答のうち時間を要しないものについては、可能な限り随時、閲覧・交付を行う。

イ 時間 午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで(広島市の休日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を除く。)

(4) ダウンロード確認票

設計図等をダウンロードする際、調達情報公開システムで発行された「ダウンロード確認票」は、開札後の資格確認申請書に添付して提出する必要がある。

「ダウンロード確認票」の発行は、公告に記載の閲覧・交付期間中に限るため、なくさないよう保管しておくこと。資格確認において、「ダウンロード確認票」を提出できない者は、入札参加資格を有しないものとし、その入札を無効とするとともに、7(3)により入札参加が制限されることとなる。

なお、入札中止となった案件を再度、公告した場合、再公告分に係るダウンロード確認票を改めて申請書等に添付して提出すること(案件番号や開札日時等が変更となっている。再公告分のダウンロード確認票を提出しない場合は、上記と同様の取扱いとする。)

また、一旦停止した案件については、入札手続の再開後のダウンロード確認票を資格確認申請書に添付して提出すること(案件番号や開札日時等が変更となっている。再開後のダウンロード確認票を添付していない場合は、上記と同様の取扱いとする。)

(5) 設計図等に対する質疑

設計図等に対する質疑は、入札公告に記載された期限までに、会社名及び代表者職氏名を記載し、文書

(A 4 サイズ・書式自由)により、工事担当課へ提出すること。

また、入札参加資格に係る問い合わせについても質疑書により質疑を行うこと。

なお、質疑書の提出は持参、郵送（期限内必着）、メール又はFAXによること。

4 入札の方法（電子入札）

電子入札システムを利用した入札書の送付は、開札日の前々日及び前日（広島市の休日は含まない。以下同じ。）の午前8時30分から午後5時（**最終日は、午後4時**）までにすること。なお、(1)工事費内訳書については、3MB（メガバイト）以下の容量となる場合は、入札書に添付すること。3MBを超えた時は、開札日の前々日又は前日の午後4時までに契約担当課へ(3)により持参すること。また、電子入札から紙入札への移行については、5(3)による。

(1) 工事費内訳書

ア 工事費内訳書は、他の入札参加者に知られないように自ら積算し、入札書に記載した入札金額に対応した（金額が一致している。）ものを入札書に添付して送付すること。ただし、再度の入札を行った場合は保留通知書に基づき、保留通知書に記載した調査対象業者が一般競争入札参加資格確認申請書とともに所定の期限までに入札公告に記載された工事担当課に提出すること。

また、最低入札価格提示者の工事費内訳書が「工事費内訳書作成要領」の別記の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする（特に、工事費内訳書の工事費合計金額（工事価格（税抜））が入札書記載金額と異なることにより無効となる案件が見受けられるので注意すること。）。

イ 工事費内訳書の作成方法は「工事費内訳書作成要領」による（広島市水道局のホームページに掲載）。

入札書に添付する工事費内訳書は、広島市水道局電子入札運用基準に基づいたアプリケーション（マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のアクロバット（PDF作成ツール））で作成し、3メガバイト（MB）以下の容量とすること（LZH又はZIP形式に限り圧縮することを認める。）。

なお、ファイル名は「〇〇会社 〇〇〇工事」とすること。3MBを超える場合は(3)により持参すること。

また、3MBを超える場合は、工事費内訳書を持参により提出する旨を記載した文書（マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のアクロバット（PDF作成ツール）で作成したもの）を添付して入札書を送付すること（何か添付しないと入札書は送付できない。）。

※ 総額失格基準を適用するときの工事費構成については、「低入札価格調査マニュアル」による。

(2) 低入札価格調査報告書(工事費内訳明細書を含む。以下同じ。)(入札書受付時に添付しないでください。)

開札終了後、7(1)の申請書等の提出者となり、また調査基準価格を下回る入札をしたことが明らかとなった場合は、低入札価格調査報告書を開札日（落札候補者決定の日）の翌日から起算して5日（広島市の休日を除く）後の午後5時までに工事担当課へ紙により持参すること。

なお、最低入札価格提示者の工事費内訳書が無効である場合、入札参加資格が確認できない場合又は低入札価格調査により落札者としえない場合等で、後日、次順位以降の調査基準価格を下回る価格で総額失格基準額以上の価格をもって入札をした入札参加者を低入札価格調査対象者とした場合は、当該調査対象者に対し低入札価格調査報告書の提出を求めるので、別途指示する提出期限までに低入札価格調査報告書を提出すること（所定の期限までに申請書等及び低入札価格調査報告書を提出しない者は当該入札を無効とする。）。

低入札価格調査報告書の作成方法は「低入札価格調査報告書作成要領」による（広島市水道局のホームページに掲載）。

(3) 持参の場合の提出方法

記名した(1)工事費内訳書を封筒に入れ、封筒の表に「〇〇〇〇〇〇工事に係る工事費内訳書在中」と朱書きの上、商号又は名称を明記し、「㍻」などで封字をし、入札書受付期間内に契約担当課へ持参すること。（提出方法は「入札書等の送付方法」による。広島市水道局のホームページに掲載）。

(4) その他

送付された入札書及び工事費内訳書の撤回又は差替えは一切認めない。また、送付期限後に提出したものは、**無効**とする。

※ これらの条件に違反する入札は**無効**とすることがあるので注意すること。また、工事費内訳書の提出のない入札は**無効**とする。

※ 入札会場では時間の制約もあることから提出された工事費内訳書をその場ですべて詳細に確認（検算を含む。以下同じ。）することは物理的に不可能であるため、詳細については事後に確認することになるが、その結果、記載漏れや計算誤りなどがあり、無効事由に該当すると判断した場合は、当該入札を**無効**とする。

5 入札（開札）日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札及び開札の日時及び場所

入札公告に記載したとおり。

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は電子入札システムを利用すること。持参及び郵送による入札書の提出は認めない。

なお、電子と紙の両方で提出されたものは、**無効**とする（電子入札システムに紙様式の入札書を添付送信したものを含む。）。

(3) 電子入札から紙入札への移行

電子入札から紙入札への移行については、やむを得ないと認められる場合のみ認めることがある。

広島市水道局のホームページから「電子入札から紙入札への変更届」をダウンロードし、入札書の受付期間内に、契約担当課へ持参すること（やむを得ないと認められない場合、移行を認めないので注意すること。）。

なお、紙入札を行う場合は、本局所定の様式（広島市水道局のホームページからダウンロード）の入札書（記名及び押印すべき印鑑（届出した使用印）を押印したもの。外国人にあって記名押印に代えて署名することとしている場合はその署名をしたものとする。以下同じ。）を使用し、封筒（長形3号又は長形4号）に入れ、封筒の表に「〇〇〇〇〇〇工事に係る入札書在中」及び商号又は名称を明記し、「**入札書等**」などで封字をした上、さらに封筒（角形2号等）に記名した4(1)工事費内訳書とともに封入し、「**〇〇〇〇〇〇工事に係る入札書等在中**」と朱書きの上、商号又は名称を明記し、「**入札書等**」などで封字をし、入札書受付期間内に契約担当課へ持参すること（提出方法は「入札書等の送付方法」による。広島市水道局のホームページに掲載）。再度の入札を行う場合も同様の取扱いとするが、「電子入札から紙入札への変更届」を再度持参する必要はない。

※ やむを得ない理由とは、広島市水道局電子入札運用基準第6条第1項に規定する事項に限る。

6 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成

次の(1)から(4)までに掲げる書類について、申請者自らが入札参加資格を有していることを証することができるよう作成し、これらを左綴じした上で、1部作成すること。

作成した申請書等は持参すること（「7 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出」参照）。

申請書等は、広島市水道局のホームページから入手できる。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

ア 「業者コード」、「認定工種」及び「等級」欄には、入札公告の「入札参加条件」の「資格」で認定されていることを求めている広島市競争入札参加資格の認定を受けた際の通知書等の内容に基づき記入すること。

「許可区分」、「本店所在地」欄は該当するものに○印をすること。

イ 入札公告において、本件工事に係る設計業務の受託者（以下「設計業者」という。）の記載がある場合は、設計業者との資本的関係又は人的関係について「誓約事項3」に記載すること。

なお、入札公告において、設計業者の記載がない場合は、「誓約事項3」を削除すること。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

なお、入札参加条件の「等級区分等」において、総合評定値の点数を条件としている場合や「年間平均完成工事高」において、年間平均完成工事高の条件がある場合は、同じく資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにより確認する。

(3) 施工実績調書（様式2）

ア 入札公告に記載した入札参加条件の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記載（最高2件まで）すること。

入札公告で特に明記していない限り、1件の工事で条件を満たしていなければならない（総価契約の場合には、単価契約の施工実績は認めない。）。

イ 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第2条別表第1の建設工事の種類で記載（該当する工種があるものは☒印）すること。

ウ 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に竣工登録している工事内容（以下「竣工登録の登録内容確認書（工事実績）」という。）の写しを添付すること。

ただし、竣工登録の登録内容確認書（工事実績）の写しを添付することができない（CORINS登録対象工事以外）場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図等も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。）。

※ 民間工事の場合の証明方法は、次の①又は②による。

① 施工実績証明書

a 工事監理を行った者が発行した実績証明書（証明者の押印があるもの。写し可）

※ 工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。

b 上記 a が提出できないときは、注文者（施主）が発行した実績証明書（証明者の押印があるもの。写し可）

② 契約書（注文書又は請書を含む。）の写し

注文者（施主）による原本確認及び竣工確認があるもの

文例）「この契約書（請書）の写しは、原本と相違ありません。また、契約書（注文書）の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者（施主）による記名押印があるもの。

①、②のいずれの場合も施工実績において、入札参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名すること。

文例）「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」（記名）

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（竣工登録の登録内容確認書（工事实績）の写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

※ 平成18年6月1日以降に完了した本局の工事で、成績評定が60点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

(4) 配置予定技術者調書（様式3-1）

様式3-1の配置予定技術者調書を提出すること。

申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合（手持ち工事があり、契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市水道局の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））までに完成・引渡ししが完了する予定である場合を含む。）には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

また、専任特例2号により兼務する監理技術者（建設業法第26条第3項第2号に規定される監理技術者をいう。以下同じ。）及び当該建設業法第26条の第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を置く場合にも別葉とすること。

なお、契約締結日までの間において、入札公告に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者の変更をすることができるが、雇用関係が要件を満たさない場合等により変更後の配置予定技術者を設置できないときは、契約締結をすることができないため、15 その他の(8)に該当することとなるので注意すること。

調書を作成する際は次の事項に留意すること。

ア 配置予定技術者について

a 出向者や派遣社員は技術者になれない。

また、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。以下同じ。）及び経營業務の管理責任者等（建設業許可申請書に添付した「経營業務の管理責任者証明書」に記載した経營業務の管理責任者、「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」に記載した常勤役員等並びに「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載した常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者をいう。以下同じ。）は専任で配置することを求められている主任（監理）技術者、専任特例により兼務する主任（監理）技術者（建設業法第26条第3項第1号又は第2号に規定される主任（監理）技術者をいう。以下同じ。）及び監理技術者補佐にはなれない。ただし、建設業法第26条の5の各号に掲げる要件を満たす営業所技術者等については、この限りではない。

b 配置予定技術者は、入札公告に記載した入札参加条件の技術者に該当するもので次の事項を満たすものを記載すること。

- ・ 本件工事に契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市水道局の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））から引渡しの日まで配置できるもの
- ・ 専任で配置することを求められている技術者については、契約締結日（着手日選択期間を設定した

工事にあつては実工事期間の始期（広島市水道局の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））において、他の工事に主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないもの。ただし、新たに配置しようとする工事と既に配置されている工事が別添「主任技術者等の兼務の条件について」の条件を満たす場合はこの限りでない。

なお、別添「主任技術者等の兼務の条件について」に記載のとおり**監理技術者が単価契約の工事※同士を兼務することは認めない。**

※ 本局以外が発注する工事を含み、また、各地方整備局等が発注する維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事をいう。））を含む。

- ・ 開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にあるもの。ただし、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満となる場合の主任技術者又は監理技術者は、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日の前日以前から雇用関係にあるもの
- c 下水道管更生工事の主任技術者又は監理技術者について、入札公告で以下のいずれかの資格を有する者の配置を求めている場合は、当該資格を有する者を記載すること。
 - ㊦ 一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会が認定する下水道管路更生管理技士
 - ㊧ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）
 - ㊨ 一般社団法人日本管更生技術協会が認定する下水道管きょ更生施工管理技士
- d 請負金額が2,000万円以上の舗装工事の場合は、一般社団法人日本道路建設業協会に登録した1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者で、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にあるものを記載すること。また、配置予定技術者調書の右上に『舗装』と朱書きすること。

なお、1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者と主任技術者、専任を要する監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人は兼ねることができる。ただし、専任特例により兼務する主任（監理）技術者は、1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者を兼ねることはできない。

- e 鋼構造物工事又は機械器具設置工事等の認定工種において、入札公告に製作と架設（据付）又は輸送等についてそれぞれ別の技術者を配置することができる旨の記載があり、それぞれ別の技術者を配置する予定がある場合には、配置予定技術者調書を別々に作成すること。この場合、「配置予定技術者調書（製作期間）」などのように、「製作」と「架設（据付）又輸送等」のどちらの期間に配置する技術者かを分かるように記載すること。

なお、工場製作において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者等がこれらの製作を一括して管理できる。

また、架設（据付）又は輸送等に係る技術者は、架設（据付）又は輸送等の時期以降の専任の配置を必要とする。

- f 専任特例2号により兼務する監理技術者を置く場合には、別添「主任技術者等の兼務の条件について」に記載の要件を満たす監理技術者補佐を専任で配置すること。なお、建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、当該監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

イ 記載方法等について

a 配置予定技術者

専任特例2号により兼務する監理技術者を置く場合であっても「監理技術者」の項目にチェックをすること。

b 営業所技術者等（様式3-1）

営業所技術者等が建設業法第26条の5の各号に掲げる要件を満たすことにより主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねようとする場合（別添「主任技術者等の兼務の条件について」の4(1)ア又はウに該当する場合は、「建設業法第26条の5の適用を受ける技術者である場合」の項目にチェックをすること。

c 予定下請契約金額（様式3-1）

予定下請契約金額欄には見積時点又は申請書提出時点での下請予定総額を記載すること。なお、下請予定総額が5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上の場合は、監理技術者を配置することになるので注意すること。

d 工事経歴（様式3-1）

技術者の施工経験を入札公告において入札参加条件としている場合、記載等が必要となる。記載等は、次の点に留意し、6(3)イに準じて行うこと。

- ・ 技術者に求める施工経験は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。
- ・ 技術者に求める施工経験の工事完了年月日は問わない（平成22年4月1日前でも構わない。）。
- ・ 技術者の施工経験は次のとおり認める。
 - ① 現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した期間内に施工されていた工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経験として認める。ただし、令和3年4月20日以降に契約締結をした工事に係る現場代理人については、原則全工事期間従事した場合に限り、当該工事で施工された工種を施工経験として認める。
 - ② 専門技術者又は担当技術者として従事した工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経験として認める。

ウ 添付書類

a 技術者の資格等の確認

技術者の資格を確認できる書類を添付すること。

- ・ 監理技術者資格者証の写し
表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認し、提出すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない者にあつては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。
- ・ 技術検定合格証明書
- ・ 実務経歴書（様式3-2）
- ・ 1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者に係る資格者証（資格試験合格通知は不可）の写し
- ・ 下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）又は下水道管きょ更生施工管理技士に係る資格者証（資格試験合格通知は不可）の写し

b 技術者の雇用関係の確認

設計図等のうち「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について（配布用）」の「2 雇用関係の確認方法」に記載している書類を添付すること。

※ 雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。

また、QRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。

c 施工経験の確認

技術者の施工経験を入札公告において入札参加条件としている場合、6(3)ウに準じ、施工経験を確認できる書類を添付すること。

- ・ 竣工登録の登録内容確認書（工事实績）の写し。ただし、これを添付できない場合は、実績証明書又は契約書の写し
- ・ 民間工事の場合は、実績証明書又は受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写し
- ・ 設計図等及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写し

d 専任特例2号により兼務する監理技術者が既に配置されている工事（兼務する工事）の確認資料

専任特例2号により兼務する監理技術者を配置する場合、当該技術者が配置されている工事について、「工事实績情報システム（CORINS）」に受注登録している工事内容の写しを添付すること。

ただし、CORINS登録対象工事でない場合は、契約書の写し等の工事名、施工場所、契約金額（税込）及び工事の概要（営繕工事（建物の新築や改修に伴う設備工事を含む。）に該当するか）が分かる書類を添付すること。

なお、専任特例2号により兼務する監理技術者が既に配置されている工事が本局発注工事である場合は、監理技術者補佐設置届を、開札日（積算疑義申立対象工事については、一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求める旨の通知をする日）の翌々日（広島市の休日を除く。）までに既に配置されている工事の施工担当課に提出すること（本件工事の入札参加資格の審査において、既に配置している工事の監理技術者補佐設置届が提出されていることを確認する。）。

(5) 資本的関係・人的関係調書（様式4）

ア 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者）。

1 資本的関係に関する事項

- ① 親会社等と子会社等
- ② 親会社等が同一である子会社等

2 人的関係に関する事項

- ① 代表権を有する者が同一である会社等
- ② 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- ③ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

3 複合的關係に関する事項

上記1及び2が複合した関係にある会社等

4 その他（1、2又は3と同視しうる関係があると認められる場合）

- ① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- ② 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- ③ 組合とその構成員
- ④ 共同企業体とその構成員
- ⑤ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

イ 入札公告に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は入札に参加できない。

ウ この書類を提出したことにより、アのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一の入札に参加したときは、これらの者の入札を全て無効とする。

(6) 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市のホームページに掲載）を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

- ・ 資格確認申請書提出日が令和7年5月26日の場合 ⇒ 令和7年2月26日以降の証明年月日のもの

(7) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること（電子納税証明書（XML形式）は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出すること。）。

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(8) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

証明書類等の詳細については、広島市水道局のホームページ（<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事・建設コンサルタント業務等」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

① 加入していることの確認

- ・ 各保険の加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。
- ・ 各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等

に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

- ・ なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添6あり）を提出すること。

② 未納がないことの確認

- ・ 直前2年間の保険料を対象（加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことの証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。なお、労働保険（雇用保険）の証明書類において、全期納付した事業者が、有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とする。
 - ・ 証明書によらない場合等その他の確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
 - ・ なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。
- ※ 証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(9) 設計・製作体制調書（様式5）【入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要】

入札公告において、本工事における当該設備の設計及び工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有することを入札参加条件としている場合に作成し、それを証明する次の資料を添付すること。

ア 設計管理を自らが実施できる体制と能力

「設計管理」の能力とは、当該設備の設計仕様を満たすことを確実にするため、製品の設計を管理し、検証する手順を定め、実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・ 「設計管理」の体制を証明する資料としては、当該設備の設計管理部署の組織表等
- ・ 「設計管理」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当するISO認証書の写し又は設計管理に関するマニュアルなど資料の写し等

イ 工程管理を自らが実施できる体制と能力

「工程管理」の能力とは、当該設備の製造、据付及び付帯事項の工程を明確に計画し、工程管理のもとで設備の稼動を確実にすることを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・ 「工程管理」の体制を証明する資料としては、当該設備の工程管理部署の組織表等
- ・ 「工程管理」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当するISO認証書の写し又は工程管理に関するマニュアルなど資料の写し等

ウ 検査・試験を自らが実施できる体制と能力

「検査・試験」の能力とは、当該設備に対する設計仕様を満たされていることを検証するために、検査・試験する手順を定め実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・ 「検査・試験」の体制を証明する資料としては、当該設備の検査・試験部署の組織表等
- ・ 「検査・試験」の能力を証明する資料としては、当該設備に該当するISO認証書の写し又は検査・試験に関するマニュアルなど資料の写し等

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(10) 製作体制調書（様式5-1）【入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要】

入札公告において、本工事における当該構造物の工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有することを入札参加条件としている場合に作成し、それを証明する次の資料を添付すること。

ア 工程管理を自らが実施できる体制と能力

「工程管理」の能力とは、当該構造物の製造、架設及び付帯事項の工程を明確に計画し、工程管理のもとで構造物の完成を確実にすることを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・ 「工程管理」の体制を証明する資料としては、当該構造物の工程管理部署の組織表等
- ・ 「工程管理」の能力を証明する資料としては、当該構造物に該当するISO認証書の写し又は工程管理に関するマニュアルなど資料の写し等

イ 検査・試験を自らが実施できる体制と能力

「検査・試験」の能力とは、当該構造物に対する設計仕様を満たされていることを検証するために、検査・試験する手順を定め実施することを自らの社員でもって行えることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・ 「検査・試験」の体制を証明する資料としては、当該構造物の検査・試験部署の組織表等

- ・ 「検査・試験」の能力を証明する資料としては、当該構造物に該当するISO認証書の写し又は検査・試験に関するマニュアルなど資料の写し等

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(11) 技術的支援体制調書（様式6）【入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要】

入札公告において、本工事における当該設備引渡し後の障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していることを入札参加条件としている場合に作成し、それを証明する次の資料を添付すること。

ア 障害時の支援体制

「障害時の支援体制」の確保とは、当該設備引渡し後において運転不具合等の障害時に運転復旧等させることを確実にするため支援体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・ 「障害時の支援体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の支援担当部署の組織表等

イ 補修部品の供給体制

「補修部品の供給体制」の確保とは、当該設備引渡し後において補修部品が必要となった場合の部品供給を確実にするため供給体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・ 「補修部品の供給体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の補修部品供給担当部署の組織表等

ウ 技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制

「技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制」の確保とは、当該設備引渡し後において技術的内容についての問い合わせ等への対応を確実にするため対応体制を自らの社員でもって確保していることであり、証明する資料として次のものを提出すること。

- ・ 「技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制」の確保を証明する資料としては、当該設備の技術的内容についての問い合わせ等担当部署の組織表等

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

(12) 市内本店業者を下請業者とすることができない理由書（様式7）【必要な場合に添付すること。ただし、建築一式工事は提出不要。】

入札公告において、「原則として市内本店業者への下請発注（2次以降の下請発注を含む。）を義務付ける工事であること。」を入札参加条件としている工事で、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者は、提出すること。

設計金額が1億円以上6億円未満の工事については、下請発注（2次以降の下請発注を含む。以下同じ。）する場合には、原則として広島市内に建設業法上の主たる営業所を有している者（建設業法第3条第1項ただし書に該当する広島市内の建設業者を含む。以下「市内本店業者」という。）への発注を義務付ける。ただし、プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等のため、市内本店業者へ下請発注できない場合を除く。

さらに、建築一式工事では、技能労働者の不足が主たる原因となって入札不調が頻発していることから、入札不調の対策として、技能労働者が広く求められることができるよう、設計金額1億円以上6億円未満の工事を対象として実施している市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、「建築一式工事」に限って解除する。

下請発注予定のうちプラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情がある場合に、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者は、記名の上「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書（様式7）」を提出すること（警備業、測量業、運送業等は対象外とする。さらに、「建築一式工事」に限っては、市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、解除するため提出の必要はない。）。

ただし、理由が正当な理由でない場合は当該入札を無効とする。

また、入札参加資格確認時に、下請発注の一部が市内本店業者に発注予定でないことが判明した場合、当該入札を無効とする。

落札者（受注者）は、竣工時に最終の「下請業者通知書」及び「施工体系図兼下請契約調書」並びに下請業者との契約書の写しにより確認を行うので、遅滞なく本局監督員へ関係書類を提出すること。

なお、正当な理由なくして市内本店業者への発注義務を遵守できなかった場合には、工事成績点の減点を行うものとし、指名停止等の措置を行うこともあるので注意すること。

下請業者について、工事場所に安芸郡府中町又は安芸郡坂町が含まれる場合は、市内本店業者に加えて、それぞれの町内本店業者も対象とすることができます。

※ 「建設工事の競争入札に参加しようとする方へ」のⅢ施工の体制 2 適正な下請契約等の記載事項に留意すること。

(13) **ダウンロード確認票**

設計図等をダウンロードする際、調達情報公開システムから発行される「ダウンロード確認票」（詳細は 3(4)を参照）

(14) **その他必要となる添付書類**

ア 入札公告に記載した入札参加条件の「等級区分等」又は「工事成績等」において、前年の完成工事平均成績及び前々年の完成工事平均成績を条件としている場合、広島市水道局（財務課契約係（基町庁舎 9 階））発行の「完成工事平均成績の開示」の写しを添付すること。

イ その他入札公告等で必要とされた書類を添付すること。

7 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出【積算疑義申立対象工事については別紙参照】

(1) **申請書等提出者の確認**

開札終了後、入札参加者に対し、電子入札システムにより「保留通知書」が発行されるので、この通知書の最低入札業者欄に記載のある者を自ら確認し、当該者であれば申請書等を提出する。

なお、**最低入札価格提示者が 2 人以上ある場合は、入札参加資格を確認する順番を決めるくじ引の結果、順番が 1 番となった者が申請書等を提出する。**

(2) **申請書等の提出**

保留通知書を確認した後、最低入札価格提示者（電子入札システムの保留通知書で、最低入札業者となった者）となった場合又はくじ引の結果、申請書等の提出者となった場合は、申請書等を所定の期限までに提出すること（電話連絡はしない）。

提出された申請書等の撤回又は差替えは認めない。なお、本局から申請書等の一部について、追加提出を求める場合がある。

保留通知書を確認できなかった（見ていない）等により、所定の期限までに申請書等を提出しない者は当該入札を無効とする。

提出期限は、開札日の翌日（広島市の休日を除く。）の正午まで（くじ引の場合はくじ引を行った日の翌日（広島市の休日を除く。）の正午まで）。

令和 3 年 9 月から押印を廃止したことに伴い、申請書等の提出時に本局職員が提出者の本人確認等を行うため、窓口で提出者の本人確認書類等（本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び使用人の身分（勤め先等）が分かるもの）を提示すること。なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）に押印し、提出した場合については、本人確認等は行わず受理する。

申請書等は、入札公告に記載した工事担当課へ持参すること。

ただし、契約担当課から別途指示のある場合は、その指示による。

なお、最低入札価格提示者の資格が確認できない場合又は低入札価格調査により落札者としめない場合等は、後日、最低入札価格提示者以外（調査対象者以外）の者について、申請書等の提出を求めるので、別途指示するとおり申請書等を提出すること（所定の期限までに申請書等を提出しない者は当該入札を無効とする。）。

※ 工事担当課では、提出のあった申請書等について、記載漏れ等について簡単に確認し受理するが、後日書類を精査し、所定の手続を経た後、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

(3) **申請書等の未提出者及び不備のある申請書等の提出による入札参加制限等**

正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより当該入札が無効となった者及び正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより当該入札が無効となった者は、**当該入札を無効（非確認）とした日の翌日から起算して 1 か月間、入札に参加できない。ただし、入札参加条件のうち会社の施工実績において、請負金額が本局設計金額の所定割合に満たない場合に限り、当該入札が無効となり、入札参加条件を満たしていない者となるが、入札参加できない取扱いについては適用しないこととする。**

また、既に入札に参加していた場合においても、入札に参加できない期間中に入札参加資格確認をする場合又は入札参加資格確認の対象となった場合は、当該入札を無効とする。

※ 「正当な理由」とは、不可抗力その他正当な理由のこと（天災等）であり、勘違い（思い込み・誤った解釈など）、失念等による場合は正当な理由と認めない。

8 一般競争入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知

入札参加資格確認の対象となった者の入札参加資格確認を行った結果、入札参加資格を有しない者には、

「一般競争入札参加資格確認結果通知書（非確認）」を送付する。この通知は競争入札参加資格審査申請時に登録したファックス番号に送付する。

なお、入札参加資格を有している者については、落札決定通知書により入札参加資格確認結果及び入札結果を、電子入札システムにより送付する。

9 入札保証金及び契約保証金

入札公告に記載したとおり。

契約日までに契約保証金の納付、金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）に係る証書の提出をすること。

詳細は、3(2)の設計図等の中の「契約保証金の納付について」及び「変更契約に係る契約保証金の納付について」のとおり。

10 入札手続等【積算疑義申立対象工事については別紙参照】

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、落札者が電子入札システムに入力した金額又は入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する諸条件（入札公告、入札説明書及び仕様書並びに諸法規等）に違反した入札は**無効**とする。

(4) 調査基準価格

設定する。

(5) 入札の回数

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、1回に限り、再度の入札を行う。この場合、電子入札システムにより再入札通知書を送付（初度の入札が紙入札の場合は、FAXにより再入札通知書を送付）し、原則として開札日の翌日（広島市の休日を除く。）を再度の入札の開札日とする。

なお、初度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は再度の入札に参加することができない。

また、再度入札を希望しない場合は、入札を辞退して差し支えないが、再度入札を辞退する者は、入札書受付期間内に電子入札システムで辞退届を提出すること。入札を辞退したことで不利益な取扱いは一切しない。

(6) 開札の立会い

開札への立会いは求めない。なお、立会い希望者は1者につき1人を認める。

(7) 落札者の決定方法

広島市水道局契約規程第16条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の最低の価格をもって有効な入札をした入札参加者から順に申請書等に基づき入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱第20条の2の規定の次のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とする。

① 競争入札参加資格の取消事由に該当することとなった場合

② 本局の指名停止措置を受けた場合

③ 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

④ 入札参加資格を満たさなくなった場合（建設工事入札取扱要綱第28条第3号エの規定により選定できない者となった場合において、入札参加資格を有することの確認を受けているときを除く。）及び入札に関する条件に違反することとなった場合

なお、総額失格基準額を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、その者を落札者とししない。

また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の価格をもって有効な入札を行った他の入札参加者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行った上で落札者とする可能性がある。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の最低の価格をもって有効な入札をした入札

参加者が2人以上ある場合は、原則として開札日の翌日（広島市の休日を除く。）に該当者がくじを引く方法によるくじ引を行い、入札参加資格の確認が行われる者の順番を決定する。ただし、入札会場に該当者が2人以上立ち会っている場合は、直ちにくじ引を行い入札参加資格の確認を行う者の順番を決定することができる。

くじ引を行う場合において、くじを引くべき者が入札（開札）に立ち会っていないとき、くじ引を欠席したとき、又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本局職員がその者に代わってくじを引くものとする。

11 契約後の技術提案（契約後VE）－入札公告に記載がある場合のみ－

契約締結後、受注者は、設計図等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下（維持管理費等、完成後の経費の増加を含む。）させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図等の変更について、発注者に提案するものとする。提案を採用する場合には、工事請負契約の変更契約を締結する。

詳細は3(1)の設計図等の中の「VE特約条項」による。

12 本件工事の施工内容に関する問合せ先

入札公告に記載したとおり。（工事担当課）

13 本件工事の入札手続等に関する問合せ先

入札公告に記載したとおり。（契約担当課）

14 本件工事の施工に当たって

(1) 本件工事の施工に当たっては、関係法令並びに広島市水道局契約規程等の諸規程及び広島市水道局建設工事請負契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 現場代理人を契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市水道局の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期）。以下同じ。）から引渡しの日まで配置しなければならない。

現場代理人は契約締結日において雇用関係がある者としなければならない。

また、現場代理人は、本件工事現場に常駐させることができる者とし、契約締結日において、他の工事に主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないものとしなければならない。ただし、新たに配置しようとする工事と既に配置されている工事が別添「主任技術者等の兼務の条件について」の条件を満たす場合はこの限りでない。なお、出向者、派遣社員、営業所技術者等及び経営業務の管理責任者等は現場代理人になれない。

現場代理人と主任技術者、専任を要する監理技術者及び監理技術者補佐は兼ねることができる。また、現場代理人と請負金額が2,000万円以上の舗装工事の場合に配置する1級舗装施工管理技術者及び2級舗装施工管理技術者は兼ねることができる。

(3) 広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者が、下請契約等において、その相手方として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。

また、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者又はその役員等のうちに暴力団員等若しくは暴力団関係者がいる事業者を、本件工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

なお、上記に掲げる事業者が本件工事を施工するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件工事の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

(4) 本件工事の施工に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本局に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

15 その他

(1) 入札参加者は、広島市水道局契約規程、広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱、広島市水道局建設工事請負契約約款、広島市電子入札システム等利用規約、広島市水道局電子入札運用基準及び設計図等その他契約条件に従い、入札すること。

(2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。

(3) 設計図等入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用しないこと。

(4) 入札参加及び申請書等の作成等に要する費用は申請者（提出者）の負担とする。その他、入札参加者の行為により、又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められ、入札を中止

したときも、同様とする。なお、提出された申請書等は返却しない。

- (5) 入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。
- (6) 提出された申請書等に虚偽の記載があった場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 低入札価格調査の対象者と本局が契約を締結しないこととした場合のみ、落札の決定前にその者に対して、その旨を連絡する。

なお、低入札価格調査の対象者（開札時の最低入札価格提示者を除く。）及び調査の進捗状況についての問い合わせには、一切応じない。

- (8) 落札決定後、契約を締結することができなかつたとき及び正当な理由なく契約締結をしなかつたときは、競争入札参加資格を取り消す（3年間）。

また、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の5パーセント）を請求する。

- (9) 入札公告後において、入札公告・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札の中止、公告の訂正、入札の一旦停止又は入札関係資料の修正を行うことがある。開札後又は落札決定後においても、当該誤りにより、落札者の順位が変わるなど入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし、落札者の決定の取消等を行う（この場合の費用の負担も(4)の場合と同様とする。）。契約締結後においても契約解除する場合がある。

また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続する。

これらの中止、訂正等の公告内容は、広島市水道局のホームページのトップページの、「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正等を行った案件」に掲載するので入札前に必ず確認すること。

- (10) この入札説明書に記載した「工事費内訳書作成要領」、「低入札価格調査報告書作成要領」やその他提出すべきもの等については、広島市水道局のホームページのトップページから、「入札・契約情報」→「各種様式」→「工事の入札に係る様式等」へ画面を展開させダウンロードすること。

また、広島市水道局電子入札運用基準は、広島市水道局のホームページのトップページから、「入札・契約情報」→「関係規程」へ画面を展開させ、また、電子入札システム等利用規約については、広島市のホームページのトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「広島市電子調達システムポータルサイト」の「3.電子入札システム」→「電子入札システムへの入口」へ画面を展開させて、同サイト内で確認すること。

(様式1)

[R 7 一般・単体・調査基準価格用]

令和 年 月 日

広島市水道事業管理者

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

業 者 コ ー ド					
認 定 工 種					等級
許 可 区 分	特定 ・ 一般				
本 店 所 在 地	市内	県内	県外		

一般競争入札参加資格確認申請書

(入札後資格確認型一般競争入札用)

下記工事の一般競争入札について、競争入札参加資格を確認されたく、次のとおり添付書類を添えて申請します。

工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
添付書類（提出するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。） ■経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)（必ず添付すること。） □施工実績調書及びその確認資料（入札公告において会社の施工実績を必要としている場合のみ必要） ■配置予定技術者調書及びその確認資料（必ず添付すること。） □据付にかかる技術者の配置について(現場施工)（入札説明書において必要としている場合のみ必要） □実務経歴書（実務経験による技術者の場合に必要） ■資本金関係・人的関係調書（必ず添付すること。） ■広島市税の納税証明書(写し)（必ず添付し、様式及び有効期限に注意すること。） ■消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)（必ず添付し、様式及び有効期限に注意すること。） ■社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類（適用を受けない書類も含む。）（必ず添付し、様式及び有効期限に注意すること。） □設計・製作体制調書又は製作体制調書（入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要） □技術的支援体制調書（入札公告において入札参加条件としている場合のみ必要） □市内本店業者を下請業者とすることができない理由書（必要な場合に添付すること。） ■ダウンロード確認票（必ず添付すること。なお、入札公告に再公告の案件である旨の記載がある場合は再公告の確認票を、一旦停止した案件については入札手続再開後の確認票を添付すること。） □完成工事平均成績の開示(写し)（入札公告において必要としている場合のみ必要） □その他（ ）（入札公告等において必要としている場合のみ必要）	
誓約事項 1 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等の関係法令を遵守し、談合及び談合と疑われるような行為は行わず、公正な入札に努めます。 2 自社又は他の入札参加者が行った行為により、当該入札の公正性に疑義が生じ、広島市水道局において入札の中止等いかなる措置をとられても、一切異議の申立てをしません。 3 本件工事に係る設計業務の受託者である○○○○株式会社と当社とは、入札公告に定める資本金関係若しくは人的関係はありません。 4 広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アの規定により選定することができない者に該当していません。 5 広島市発注契約に係る暴力団排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者のいずれにも該当しません。また、役員等の中のうちに暴力団員等又は暴力団関係者である者はいません。	
(問い合わせ先) 担当者：○○ ○○ 部 署：○○部○○課 電 話：(○○○)－○○○－○○○○(代) (内線○○○○)	

記載漏れ等がないか簡単な確認を行い受理しましたが、入札参加条件を満たしているかどうかは、後日書類を精査し、所定の手続を経た上で、広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱の規定に基づき決定しますので、この受付をもって競争入札参加資格を有していることの確認を保証するものではありません。

※広島市水道局使用欄

提出者本人確認等済（提出者：	水道局確認者：	）
----------------	---------	---

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

施 工 実 績 調 書

項 目		1	2
工 事 名 称 等	工 事 名	○○○○○○○○工事	
	建設工事の種類	☐ 土木一式工事 ☐ 建築一式工事 ☒ その他 (○○工事)	
	発 注 者 名	○○市	
	工 事 場 所	○○県○○市○○町	
	最終請負金額 (消費税等を除く。)	(単体の場合) ○○○,○○○,○○○円 (J Vの場合) 全体額 ○○○,○○○,○○○円 当社分 ○○○,○○○,○○○円	
	工 期	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで	
	受 注 形 態	単体又は共同企業体 (出資割合○○%)	
工 事 内 容 ※入札公告に記載した競争参加資格に定める施工実績を有していることを確認できるように、具体的な構造、数量等を記載すること。		(例) 会社の施工実績が、「平成22年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次の工事の施工実績を有すること。 ・定格出力が○○kVA以上の自家発電設備を製作(自社製作に限定しない。)し、据付したことを有する工事」の場合の記載例 ↓ ・ 自家発電設備を製作・据付 自社製作 定格出力○○kVA 1基	

注 工期の元号は、適宜修正して記載すること。

令和 年 月 日

所在地 ○○市○○区○○町○○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

配置予定技術者調書

請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上の場合

配置予定技術者		☒ 監理技術者 ☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者補佐 氏名 ○○ ○○ ※上記の者は営業所技術者等（建設業法第26条の5の適用を受ける技術者を除く。）又は経営業務の管理責任者等でないこと。	
法令による資格・免許		監理技術者資格者証 監理技術者講習（○○年○月○日修了） 一級○○施工管理技士	
営業所技術者等		氏名 ○○ ○○	☐ 建設業法第26条の5の適用を受ける技術者である場合
経営業務の管理責任者等		氏名 ○○ ○○	
予定下請契約金額		○○, ○○○, ○○○円	
手持ち工事の有無 (下請工事も含む。)		・無 ・有 (工 事 名) ○○○○○○○○○工事 (発注者名) ○○市 (工期) 令和○○年○月○日から令和○○年○月○日まで ・元請・下請 (契約金額(税込)) ○○○, ○○○, ○○○円 (役 職) ※ 技術者で「有」の場合、落札後、契約日までに公告に定める条件に合致する者へ変更する場合は変更申請を工事担当課へすること。 手持ち工事が複数ある場合は、全ての工事について記載すること。	
重複申請の有無		・無 ・有 (工 事 名) ○○○○○○○○○工事 (入札金額(税込)) ○○○, ○○○, ○○○円 (役 職) ※ 技術者で「有」の場合、重複落札したときは、落札後、契約日までに公告に定める条件に合致する者へ変更する場合は変更申請を工事担当課へすること。 重複申請している工事が複数ある場合は、全ての工事について記載すること。	
工 事 経 歴	項 目	1	2
	工 事 名	○○○○○○○○○○工事	
	建設工事の種類	☐ 土木一式工事 ☐ 建築一式工事 ☐ その他（ ）	
	発 注 者 名	○○市	
	工 事 場 所	○○県○○市○○町	
	最 終 請 負 金 額 (消費税等を除く。)	(単体の場合) ○○, ○○○, ○○○円	
		(JVの場合) 全体額 ○○○, ○○○, ○○○円 当社分 ○○○, ○○○, ○○○円 (出資割合○○%)	} 配置予定技術者の施工経験を入札参加条件としている場合のみ記載が必要で、施工実績調書に準じて記載すること。
工 期	平成○○年○月○日から 平成○○年○月○日まで		
工 事 内 容			

注1 申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別業とすること。

注2 営業所技術者等を本工事の主任（監理）技術者として配置する場合は、営業所技術者等の氏名右側の□に☑（チェック）又は■（塗潰し）を記入すること（建設業法第26条の5の各号に掲げる要件を満たす必要がある。）。

注3 他の工事との兼務を認める場合を除き、主任(監理)技術者、監理技術者補佐は契約日(着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期(広島市水道局の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期))において、他の工事に監理(主任)技術者、監理技術者補佐、現場代理人等として配置されていないこと。

注4 元号は、適宜修正して記載すること。

(様式3-2)

実 務 経 歴 書

技術者氏名	〇〇 〇〇	生年月日	昭和XX年XX月XX日
最終学歴	学校 学部 学科 年 月卒業		
職 歴	平成 9 年 4 月入社		
法該当区分 (該当する区分に○)	建設業法第7条第2号 イ ロ ハ 実務経験〇年以上 (経験工種: 〇〇工事業)		
職名 (従事した立場)	実務経験内容	実務経験期間	経験年数
△△建設㈱	〇〇〇〇〇〇〇〇工事ほか	H.8年4月からH.9年3月まで	1年
現場技術者	〇〇〇〇〇〇〇〇工事ほか	H.9年4月からH.14年3月まで	5年
主任技術者	〇〇〇〇〇〇〇〇工事ほか	H.14年4月からH.20年3月まで	6年
合 計		12年 月	

注1 この様式は、実務経験（建設業法第7条第2号該当）による技術者の場合のみ提出してください。

注2 最終学歴欄は、必要な実務経験の年数を確認するものであるため、最終学歴の学校名、学科名、卒業年月を記載してください。

注3 法該当区分欄の実務経験年数は、法令で必要とされている年数を記載してください。

注4 実務経験内容の工事は1件以上記載してください。（必要な経験年数の期間に至るまで遡るか又は1件のみでもかまいません。）

注5 他の工種で実務経験を既に計上（登録）している場合は、実務経験期間が重複しないように注意してください。

注6 元号は、適宜修正して記載すること。

(様式4)

資本的関係・人的関係調書

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

当社と資本的関係及び人的関係等のある者は、次のとおり相違ありません。

※ 記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者です。

1 資本的関係に関する事項

- ① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等

商号又は名称	〇〇建設株式会社

- ② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等

商号又は名称	該当なし

- ③ ①に記載した親会社等の他の子会社等（自社を除く）

商号又は名称	該当なし

（注）親会社等は、持株会社等も記載の対象となります。

2 人的関係に関する事項

- ① 役員等の兼任の状況（代表権を有する者が同一である会社等についても記載）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職
代表取締役	〇〇 〇〇	△△建設コンサルタント株式会社	取締役

- ② 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

当社の役員等		夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等及び役職等	
役職	氏名	商号又は名称	役職、氏名及び続柄
該当なし			

※ 「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。

※ 「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。

※ 「会社等」とは、株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社、組合、共同企業体、設計共同体又は個人事業主をいう。

※ 「役員等」とは、次の者をいう。

- ・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・ 指名委員会等設置会社における執行役

※ 取締役には、非常勤を含む。

※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

※ 「夫婦」は法律上のものに限る。

※ 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、普通養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

※ 「兄弟姉妹」は、血族関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

3 複合的關係に関する事項

① 上記1及び2が複合した関係にある会社等

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

4 その他(1、2又は3と同視しうる関係があると認められる場合)

① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

② 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等（組合とその構成員、若しくは共同企業体又は設計共同体とその構成員など。）

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

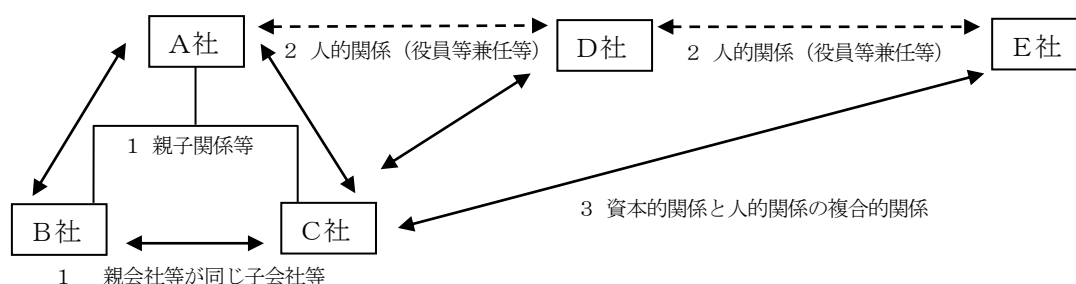
※ 1 資金的関係及び2 人的関係については、形式的に判断できる関係であるが、実質的にこれらと同視しうる入札の適正さが阻害される関係がある場合も、同一の入札に参加することについては、公正な入札が阻害される恐れがあるため、実効ある競争の確保の観点から入札の参加の制限を行う。

したがって、同一入札の参加について入札価格や入札意思などを相談するなどの関係がある場合は同一入札への参加が制限される。

※ 記入欄がたりないときは、適宜記入欄を追加して用いること。なお、別紙となる場合は、左上をステープラーで綴じこみ、別紙にも記名すること。

※ 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。

【同一入札への参加が制限される事例】



※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの入札参加となります。

※ 1について、子会社等又は子会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除く。

※ 2について、一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人を兼任している場合を除いて、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除く。

(様式5)

令和 年 月 日

所在地：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称：(株)〇〇〇〇〇〇

代表者：代表取締役 〇〇 〇〇

下記調書のとおり相違ないことを誓約します。

設 計 ・ 製 作 体 制 調 書

(工事名： 〇〇〇

工事)

実施体制の項目		記載する内容
設計管理	設計担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 └─〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (設計部署組織表を添付すること。)
	設計部署の技術者数 (当該部門のみ)	資格種類：〇〇士 〇〇名 〇〇士 〇〇名
	I S O 認証	I S O 規格：〇〇〇〇〇〇〇〇 (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)
工程管理	工程管理担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 └─〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (工程管理部署組織表を添付すること。)
	I S O 認証	I S O 規格：〇〇〇〇〇〇〇〇 (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)
検査・試験	検査・試験担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 └─〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (検査・試験部署組織表を添付すること。)
	I S O 認証	I S O 規格：〇〇〇〇〇〇〇〇 (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

※ 本工事において体制が変更となる場合は、関係書類を添付し、その体制を本調書で提出すること。

※ I S O の認証を取得していない場合は、各内容に関するマニュアルなど資料の写し等を添付すること。

(様式5-1)

令和 年 月 日

所在地：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称：(株)〇〇〇〇〇

代表者：代表取締役 〇〇 〇〇

下記調書のとおり相違ないことを誓約します。

製 作 体 制 調 書

(工事名： 〇〇〇

工事)

実施体制の項目		記載する内容
工程管理	工程管理担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (工程管理部署組織表を添付すること。)
	I S O 認証	I S O 規格：〇〇〇〇〇〇〇 (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)
検査・試験	検査・試験担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (検査・試験部署組織表を添付すること。)
	I S O 認証	I S O 規格：〇〇〇〇〇〇〇 (該当する I S O 認証書、資料等の写しを添付すること。)

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

※ 本工事において体制が変更となる場合は、関係書類を添付し、その体制を本調書で提出すること。

※ I S O の認証を取得していない場合は、各内容に関するマニュアルなど資料の写し等を添付すること。

(様式6)

令和 年 月 日

所在地：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称：(株)〇〇〇〇〇〇

代表者：代表取締役 〇〇 〇〇

下記調書のとおり相違ないことを誓約します。

技 術 的 支 援 体 制 調 書

(工事名： 〇〇〇

工事)

設備引渡し後における体制の項目		記 載 す る 内 容
障害時支援	支援担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 └─〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (支援担当部署組織表を添付すること。)
	支援担当部署の技術者数 (当該部門のみ)	資格種類：〇〇士 〇〇名 〇〇士 〇〇名
補修部品供給	補修部品供給担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 └─〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (補修部品供給担当部署組織表を添付すること。)
	補修部品の供給保証期間	〇年 (〇〇年〇月〇日まで)
技術的内容についての問い合わせ等への対応	技術的内容についての問い合わせ等への対応担当部署	住 所：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 会 社 名：(株)〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000 部署組織：代表取締役 └─〇〇部 └─〇〇課 住所：〇〇 電話：〇〇 担当：〇〇 (技術的内容についての問い合わせ等への対応担当部署組織表を添付すること。)
	支援担当部署の技術者数 (当該部門のみ)	資格種類：〇〇士 〇〇名 〇〇士 〇〇名
	対応する時間帯	

※ 各項目の体制が応札者の会社名と異なる場合は、その契約関係を示す書類を添付すること。

※ 体制が変更となる場合は、関係書類を添付し、その体制を本調書で提出すること。

(様式7)

市内本店業者を下請業者とすることができない理由書

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

本工事の下請の一部について、広島市内に建設業法上の主たる営業所を有している者（建設業法第3条第1項ただし書に該当する広島市内の建設業者を含む。以下「市内本店業者」という。）に請け負わせることができない理由は次のとおりです。

下請負人に関する事項（1次下請、2次下請以降）

下請負人名		許 可 番 号	大臣 一般 知事 特定 第 号
代 表 者 氏 名		許 可 業 種	
所 在 地 (主たる営業所)	()	許 可 年 月 日	平成 年 月 日
下請工事の 内 容		主任技術者氏名 (生年月日) (技術者資格)	(S . H 年 月 日) (イ ロ ハ)
		請負予定金額 (消費税等含まず)	円
理 由 ※具体的に記 載すること。			

- (注) 1 下請負人は、建設業の許可の有無にかかわらず記入すること(ただし、警備業、測量業、運送業等は対象外)。
 2 2次下請以降の下請負人も全て記入すること。下請負人区分は、受注者が直接その当事者となって下請負させる業者については1次下請を、受注者が直接その当事者とならない下請負人については2次以降を○で囲むこと。
 3 許可番号については、必要なものを○で囲み、許可証の写しを添付すること(許可証が複数の場合は、当該工事に必要な業種が記載されたものでよい。)。許可業種は、下請負人の有する許可のうち、当該下請工事に必要な業種のみを記載すること。
 4 所在地欄の()には、建設業法上の主たる営業所の所在地を記載すること。
 5 契約内容の確認できるもの〔見積書の写し等(下請負に付する工区を明示した図面等を含む)〕を添付すること。
 6 技術者は、配置予定技術者について記載すること。
 7 技術者資格は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものの記号を○で囲み、資格者証等(監理技術者資格者証を有している場合は、監理技術者資格者証)の写しを添付すること(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること)。
 8 主任技術者と下請負人との雇用関係が確認できるものを添付すること。
 9 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。
 10 実際に下請契約を締結した場合は、広島市水道局建設工事請負契約約款第7条に基づき、下請業者通知書を提出すること。
 11 元号は、適宜修正して記載すること。